

## 文化拠点の活性化事業の企画推進業務に係る受託事業者募集要項

### 1 目的

この要項は、「文化拠点の活性化事業の企画推進業務」の委託に当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定める。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

文化拠点の活性化事業の企画推進業務

#### (2) 委託内容

別紙1「仕様書」を参照のこと。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託金額の上限

5,700,000円(税込)

#### (5) 支払条件

原則、委託業務完了後に受託者の請求により支払う。ただし、業務遂行に当たり、事前に資金を必要とすると認められる場合は、委託金額の50%を上限に前金払も可とする。

### 3 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人、団体又は個人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

#### (1) 次の要件のいずれも該当すること

ア 委託業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。

イ 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持ち、提案内容について責任をもって実現できる事業者とする。

ウ 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「共同事業者」という。）の参加も認めるものとする。

エ 京都市の競争入札参加有資格者（競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 受託希望者又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でなく、また、それらの者の依頼を受けて本件に参加しようとする者でないこと。

- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- キ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- ク その他、本市が契約の相手方として不適当と判断する者でないこと。

#### 4 応募手続等

##### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類をデータ及び紙で提出すること。

※ 提出部数が6部のものは正本1部と複写5部とする。

- |   |             |        |    |
|---|-------------|--------|----|
| ア | 参加申込書       | (様式1)  | 1部 |
| イ | 会社の概要が分かる書類 | (自由様式) | 1部 |
| ウ | 類似業務の実績     | (様式2)  | 1部 |
| エ | 企画提案書       | (自由様式) | 6部 |

別紙1「仕様書」7に掲げる各項について、次の事項に関する企画を具体的に記入すること。  
用紙サイズはA4とし、様式は任意とする。

- ・企画内容及び運営計画
- ・事業実施計画、業務実施体制

そのほか、本業務における会社又は団体としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

- |   |           |       |    |
|---|-----------|-------|----|
| オ | 見積書(内訳付き) | (様式3) | 1部 |
|---|-----------|-------|----|

本業務に係る受託見積金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書(内訳付き)も提出すること。必ず、事業構成要素ごとに金額を示し、積算根拠が分かるようにすること。

- |   |             |     |                               |
|---|-------------|-----|-------------------------------|
| カ | 参加資格を証明する書類 | 各1部 | ※ <u>京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ</u> |
|---|-------------|-----|-------------------------------|

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、ア～オに加え、以下の書類を提出すること。

なお、調査同意書(水道料金・下水道料金)については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

- ・法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)の写し(申請日前3か月以内に発行のもの)、個人事業主の場合は開業届の写し
  - ・印鑑証明書 ※申請日前3か月以内に発行のもの(写し可)
  - ・納税証明書「その3の3」又は「その3の2」(国税及び地方税) ※申請日前3か月以内に発行のもの(写し可)
  - ・誓約書(様式4)
  - ・調査同意書(水道料金・下水道使用料)(様式5) ※本市内に事業所等を有さない者は提出不要
- ※ WEB サイト「京都市情報館」で公開する本「募集要項」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

##### (2) 提出期限

令和8年5月27日(水)午後5時必着

- ※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

##### (3) 提出方法

担当部署宛てに、持参又は郵送(提出期限内必着で書留郵便に限る。)すること。  
ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行うこと。

## 5 質疑及び回答

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。

なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。

### (1) 質疑者の資格

本プロポーザルに対して質問できる者は、「3 参加資格」を満たしている者とする。

### (2) 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、事業者名・担当者名・電話番号等を記載のうえ、期日までに「1 1 提出・問合せ先」に電子メールで送付すること。

件名は【文化拠点の活性化事業の企画推進業務プロポーザル\_質疑（事業者名）】とすること。

なお、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない。

### (3) 質問の受付期限

令和8年5月15日（金）午後5時 ※期限後の質問は、一切受け付けない。

### (4) 回答

質問に対する回答は、令和8年5月20日（水）までに質問者に回答する。

## 6 企画提案書の審査・選定

### (1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、「(3) 審査項目及び審査基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行い、その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を選定する。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合は参加者に別途通知する。

なお、審査の結果、契約候補事業者を該当なしとする場合がある。また、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

### (2) 審査委員会

審査委員会は、以下の委員で構成する。

【審査委員】（5名）

委員長	文化市民局文化芸術都市推進室長
委員	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課施策融合担当課長
委員	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長
委員	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当
委員	文化市民局地域自治推進室地域自治推進課長

### (3) 審査項目及び審査基準

下記の審査項目及び審査基準に基づき、総合的に評価し選定する。

審査項目		主な着眼点	配点	係数
大項目	小項目			
事業者の 適格性	1	取組体制・取組方針 ・事業者が業務を遂行するにふさわしい体制を有しているか。 ・本市との連絡体制を確保しているか。	10	×2
	2	類似業務実績の有無 事業者がこれまで同種の事業を実施してきた実績があるなど、信頼性を有しているか。	10	×2
小計		40 点満点	40	
実施計画 の内容	3	企画内容の的確性・実現性・独自性 ・事業の趣旨・目的を把握、理解し、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自の創意工夫が見られ、効果が見込める企画内容であるか。 ・広報業務の進め方は妥当であるか。	15	×2
	4	企画内容の発展性・持続可能性 今後の発展性・持続可能性が見込める企画内容であるか。	15	×1
小計		45 点満点	45	
市内事業者 者加点	5	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか（該当する（5点）／該当しない（0点））	5	×1
小計		5 点満点	5	
見積金額	6	（受託希望者中の最低見積額）／（各受託希望者の見積額）×10点 ※ただし、小数点以下は切り捨てる。 ※契約金額上限額を超える場合は失格。	10	×1
小計		10 点満点	10	
合計			100	

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、応募事業者に対して電子メールで通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館で公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

### (5) 契約手続

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議のうえ、契約する。万一、契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。

## 7 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかったときも同様とする。

## 8 スケジュール

内容	期限
質問の受付	令和8年5月15日（金） 午後5時
質問の回答	質問者へ令和8年5月20日（水）までに回答
提案書の提出	令和8年5月27日（水）午後5時必着
選定結果の通知	令和8年6月5日（金）を予定

## 9 契約に関する基本的事項

委託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) **契約形態**  
委託契約とする。
- (2) **契約金額**  
協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (3) **契約内容**  
契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、協議のうえ、決定する。
- (4) **契約期間**  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) **再委託の禁止**  
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (6) **その他**  
この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

## 10 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類及び企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 参加資格証明書類又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、資格証明書類又は企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。

## 11 提出・問合せ先

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 担当：伊藤、鹿島 宛  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下1階  
メール：[bunka@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka@city.kyoto.lg.jp)  
電話：075-222-3119